

あなたの大切な財産について 遺言書を作成しませんか？

遺言には主に「**自筆証書遺言**」と「**公正証書遺言**」があります。

法務局では、令和2年7月から「**自筆証書遺言書**」をお預かりしています。

法務局に遺言書を保管している方は、**次のようなきっかけで**

自筆証書遺言書保管制度を利用されています。

遺産分割で
争いになるのを
避けたいから

以前、検認に
数ヵ月
かかったから

相続人が
遠縁の親戚
のため

相続人の中に
認知症の家族が
いるため

子に障害が
あるため



【自筆証書遺言書保管制度の特色】

- ✓ 遺言書の改ざんや紛失を防ぎます
- ✓ 遺言書が方式不備で無効になることを防ぎます
- ✓ 家庭裁判所の検認が不要です
- ✓ 遺言書の存在を相続人等に知らせます

詳しくは法務省のホームページへ▶

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



あなたの
大切な遺言書を
守ります

遺言書ほかんガルー

お問い合わせ・
ご予約はこちらまで

金沢地方法務局

・供託課 076-292-7846

・七尾支局 0767-53-1721

・小松支局 0761-22-6300

・輪島支局 0768-22-0426

求人

募集

栗津温泉

OBISHISOU
おびし荘

事務員・応接員
未経験歓迎／条件応相談

ご興味のある方、まずは

下記へお電話ください。